



島根県報

令和7年7月1日（火）

第 6 3 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建 築 住 宅 課) 2

【告 示】

土地改良区の定款変更の認可 (農 村 整 備 課) 4

【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 4

公共測量の終了 (") 4

【特定調達公告】

島根県道路情報システム 観測局～データセンター 回線整備業務に係る随意 (道 路 維 持 課) 4

契約の相手方等

【漁調委指示】

定置漁業の保護区域の指定 5

公布された条例等のあらまし

◇島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第63号）

- 1規則の概要
- (1)特定建築物の定期調査報告に係る調査等に付加する項目等を定めることとした。（第9条関係）

(2)引用する条項の整理
- 2施行期日
- 公布の日から施行することとした。

規則

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月1日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第63号

島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（特定建築物の定期調査報告）」に改め、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検に付加する項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。

調 査 項 目		調査方法	判定基準	
建築物の内部	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置及び照明器具、懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		扉、枠及び金物の劣化並びに損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
		作動の状況（人の通行の用に供する部分に設けるものに限る。）	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギー	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563

				一を確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	号) 第1第1号の規定に適合しないこと。
		居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
			換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	階段	特別避難階段	階段室又は付室（政令第123条第3項第1号に規定する付室をいう。）の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビー（政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーをいう。）の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、津和野町土地改良区の定款変更を令和7年6月24日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量及び用地測量）

2 作業期間

令和7年6月16日から同年8月29日まで

3 作業地域

雲南市掛合町松笠地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年5月29日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和6年11月5日から令和7年5月29日まで

3 作業地域

松江市古曾志町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県道路情報システム 観測局～データセンター 回線整備業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年6月12日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社島根支店 支店長 福島 悦子 島根県松江市東朝日町102番地

5 随意契約に係る契約金額

40,673,160円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

漁 業 調 整 委 員 会 指 示

島根海区漁業調整委員会指示第7－1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、定置漁業の保護区域について、次のとおり指示する。

令和7年7月1日

島根海区漁業調整委員会会長 永 松 正 則

1に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であって、2の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

1 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第16号	松江市島根町多古、多古鼻地先

2 保護区域及び漁法

区 域	漁 法
前面（両口の場合は端口の広い側をいう。） 500メートル	網
後面（両口の場合は端口の狭い側をいう。） 200メートル	
沖合 200メートル	
前面（両口の場合は端口の広い側をいう。） 200メートル	釣及び延縄
後面（両口の場合は端口の狭い側をいう。） 150メートル	
沖合 150メートル	

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年7月1日から令和10年8月31日までとする。